

第6回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第6回橋本市自治基本条例策定委員会		
日時	平成29年12月18日(月)午後1時30分～午後4時30分		
場所	橋本市教育文化会館3階第3研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 前田 陽一郎 遠藤 和美 森田 知世子 隅田 秀浩 岸田 昌章	乾 幸八 平家 利也 山本 光子 森川 嘉久 土田 淳子 野村 昌子
		堀江 佳史 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 柴田 香織 大山 善久	【出席委員：18名】
欠席者	委員 (敬称略)	西川 一弘	東 美樹 【欠席委員：2名】
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 中間素案(三役調整案)の説明 (2) 中間素案(三役調整案)の検討 (3) まちづくりシンポジウムの開催について (4) その他 ・第7回、第8回策定委員会の日程について 3. 閉会		
資料	資料1(仮称)橋本市自治基本条例 三役調整案 資料2 第5回策定委員会 小委員会案への検討 次回への課題 資料3 中間素案 意見募集案 資料4 まちづくりシンポジウムの開催について 資料5 まちづくりシンポジウム ちらし		

《次回策定委員会日程について》

- まちづくりシンポジウム 平成30年1月13日(土)午後1時30分～
- 第7回策定委員会 平成30年2月14日(水)午後1時30分～
- 第8回策定委員会 平成30年3月14日(水)午後1時30分～

1. 開会

(傍聴者 2人)

2. 議事

(1) 中間素案（三役調整案）の説明（資料1～3）

三役（委員長、副委員長）を代表し、堀江副委員長が案について説明。第5回策定委員会で、小委員会案への課題となった点（資料2）を中心に説明・提案を行った。

- ・全体を通して、「私たち」と「私たち市民」という表現が使われていたが、意味が伝わりづらいため、「私たち」と「市民」に統一した。
- ・第2条 第1号に「私たち」という定義を追加した。
- ・第2条 第8号に「民間非営利団体」という定義を追加した。
これまでは地域運営組織のみを組織体として規定しようとしていたが、全市にまたがるような活動を行っている組織（縦糸?）についても規定した方がよいのではと考えた。
- ・第4条 第4号に「相互の尊重」を基本原則として追加した。
元々は第5条に盛り込んでいたが、相互の尊重は市民の役割だけではなく、市民よりも大きな私たちの役割として扱う方がよいのではないかと考え、第4条に入れた。
- ・第5条は、よりやわらかく、意図が伝わりやすいだろうと考えられる表現に変更。
- ・第6条 第1項に「市民の目線に立って」という表現を追加。
- ・第11条に民間非営利団体の役割を盛り込んだ。
民間非営利団体は、あくまでも市民のまちづくりを支え、育てるという役割であることなどを記載。
- ・第12条に「助成等」を盛り込んだ。
他市では民間非営利団体への助成を行うとしている条例が多いが、まちづくりを行う、まちづくりに協力するという観点から、地域運営組織も民間非営利団体もどちらも対象にしてはどうかと考えた。
- ・第15条「行政評価」は、「自治基本条例」の範囲での評価に絞ってはどうかと考え、文言を追加した。ただ、そうした場合「行政評価」という表現でよいのかどうかという疑問が残る。
- ・第16条「条例の位置付け」は、「最高規範性」や「最高法規性」という表現に違和

感がある委員の方が多かったと思うので、「条例の位置付け」という表現にした。

- ・第16条第1項は、「私たち」を主語にしており、市も市民も同様にこの条例を大切にしてほしいという思いを込めている。
- ・第16条第2項は、書いていてもいなくても当然のことであり、条例相互の整合性を図らなければならないというのは市の役割として常にあるべき姿である。この条例を尊重してもらふ趣旨があるので、あえて記載している。
- ・第16条第3項も同様。
- ・最高法規性や最高規範性といった表現は使っていないが、この条例を軽視しないでほしいというメッセージを込めた。
- ・第17条第1項に、まず市に計画や政策がこの条例の趣旨に沿っているかどうか見直しをしてほしい旨を記載した。
- ・第18条「育てる委員会」というネーミングは、委員みんなでアイデアを出し合って考えたい。
- ・策定委員からも多数意見があった、条例を育てていく委員会の設置について第18条に盛り込んだ。

(2) 中間素案（三役調整案）の検討（資料1 三役調整案を検討）

三役調整案各条文に対して、意見募集をするための策定委員会の中間素案として使用してよいか、意見等がないかを確認。不一致点は、ひとまず中間素案を仕上げるために再度三役預かりとし、三役で調整し直した上で中間素案として使用することとする。

《委員意見》

- ・この自治基本条例ができることによって、今までにある条例や政策とどう絡むのか気になる。今までにあるものとの関係がわかりづらい。
- ・三役調整案はとても分かりやすい、すっきりしたものになったと思う。
- ・今までの小委員会案、前回の策定委員会を経て、三役調整案はきれいに整ったと思う。
- ・他の条例と違い、「～しなければならない」というような硬い語尾ではないため、新鮮で読みやすいものになっていると思う。
- ・全体を通して、口語調であることがよい効果（読みやすい、親しみやすい、やわらかい等）に繋がっていると思う。
- ・地域格差ができてしまわないよう、満遍なく取り組めるような仕組みが必要ではないか。
- ・長期総合計画や、その他の計画など、同時進行で進んでいる計画が今策定している（仮称）橋本市自治基本条例にそぐわなかった場合はどうするのか。

- ・全体を通して、「毎年度検証する」としている条項については検証する期間を再検討した方がよいのではないか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義について、ボランティアの個人登録はどう扱われるのか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義を実際の団体に、どの団体が民間非営利団体に該当し、どの団体は該当しないのか等を当てはめるとなると難しいと思う。
- ・第2条「定義」の第6号 参画は、「自らの意思でまちづくりに関わる」だけでよいのか。「計画段階から一緒に考える」ことも必要なのではないか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義はとても幅広いので、「まちづくりに関わる団体」という表現を入れてはどうか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義は、第11条「民間非営利団体」へ盛り込んでどうか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体が、第2号 市民の一部ではないように読み取れてしまうので、第8号の内容を第11条「民間非営利団体」へ含めた方がよいのでは。
- ・第2条「定義」の第2号 市民の定義は、相互の尊重、多様性の尊重の観点から狭い定義としない方がよいと思う。
- ・新しい地方自治や、市の業務のたな卸しをするのであれば市民の定義は狭い（市民＝住民）方がよいと思っていたが、今の三役調整案であれば広い意味（市内在住、在勤、在学、活動する人、事業者、団体等）でよいと思う。
- ・第4条「基本原則」と第5条「市民の役割」の表現が重複しているように感じる。
- ・第5条「市民の役割」の第2項について、「情報を共有する」だけでよいのか。「意見を出す」等、情報共有からもう一步ある方がよいのではないか。
- ・第8条「職員の役割」は、今の職員の役割と同じだと思うが、それでよいのか。職員にも協働の意識を持ってほしい。
- ・第8条「職員の役割」について、職員が今以上のことをやらない言い訳に使われなにか心配。職員にも、自分のできる範囲で市をよくしようという気持ちを持ってほしい。
- ・第8条「職員の役割」に、広報活動のことを盛り込めないか。
- ・第11条「民間非営利団体」の判断はどこですか。
- ・地域に支えられてこそ、民間非営利団体は成功すると思う。お金を出す支援や、その支援の方法は相当考える必要がある。
- ・民間非営利団体について、既存の団体と新規の団体をどう扱うか。市のどこがその整合性を図るのか。
- ・「民間非営利団体」が、地域のつながりにどう絡むのか不明。

- ・第12条「助成等」の第2項はもっとわかりやすくした方がよいのでは。
- ・第12条「助成等」について、「出捐」という表現でよいのか。財源確保が目的であれば、「基金を設置することができる」というような表現の方がよいのでは。
- ・第12条「助成等」は、団体に対して助成するというのではなく、いいまちづくりを行う事業に対して助成する方がよいのでは。また、基金からの支出と決めてしまわなくてもよいのでは。
- ・第15条「行政評価」について、どう評価されるのか。
- ・第15条「行政評価」、第17条「育てる条例」は、毎年度検証するとなっているが、ある一定の期間がなければ評価しづらいのではないか。
- ・第15条「行政評価」について、第1項の「この条例の進捗にかかる」という文言は削除した方がよいと思う。
- ・第16条「条例の位置付け」に総合計画の見直しが入っているのは自治基本条例としてどうか。
- ・第16条「条例の位置付け」の第3項はない方がよいのでは。(仮称)橋本市自治基本条例は、現時点では理念条例に近いので、「この条例の精神をいかしてほしい」という意味合いで十分ではないか。
- ・第16条「条例の位置付け」で、「整合性を図る」という表現が使われており、「最高規範性」という言葉を使わないようにしている点がよいと思う。
- ・「育てる条例」は、「育む条例」としてはどうかという意見が以前出ていたと思うので、今の資料も「育む条例」と読み替えて考えた方がよいのでは。「育てる委員会」もそれにあわせて、「育む委員会」がよいと思う。
- ・第17条「育む条例」について、毎年見直すのは一市民としてよいのではないかと思う。ただ、どのような見直しをするのかが気にかかる。
- ・第17条「育む条例」の第3項にある、「市民の参画を求める」というのは義務規定なのかどうか気になる。
- ・第18条「育む委員会」とどんな関係になるのか、市民にとってよいものにできるのかどうか気になる。
- ・第18条「育む委員会」の名称は、見守る、寄り添う、サポートするようなことが伝わる名称がよいのでは。
- ・第18条「育む委員会」は、「育み」という名前でもよいのでは。
- ・第18条「育む委員会」と条例名称は整合性が取れるようにした方がよいのでは。
- ・ひらがな表記にするとやわらかくてよいのではないか。

《中間素案意見募集に向けた変更点》（委員内最終確認）

- ・第2条 第1号は、「次号及び第3号に定める市民及び市を～」と変更する。
- ・第2条 第8号削除、第11条に定義と読めるような表現を追記する。

- ・第4条 第1項に、情報の共有だけではなく、広報活動に近い表現を加える。
- ・第8条 第2項に、協働の意識について加える(例えば、「市民とともに住みよいまちづくりに努めます」といった表現)。
- ・第11条 第1項に、民間非営利団体について追記する。また、「民間非営利団体」ではなく、「民間非営利組織」とする(個人も団体も含まれるようにするため)。
- ・第12条は、「基金」という表現は用いない。「助成等」に含まれるとする。
- ・第10条 第5項と、第11条 第3項は、第9条にまとめる。
- ・第15条 「この条例の進捗にかかる」という表現を削除する。
- ・第16条については三役預かりとする。
- ・第17条については三役預かりとする。
- ・第18条 「はぐくむ委員会」という表現にする。やわらかさを重視し、ひらがなを用いる。

(3) まちづくりシンポジウムの開催について (資料 4, 5)

前回の策定委員会で決定したシンポジウム役割分担のうち、委員長、副委員長、コメンテーター、当日司会、事務局でシンポジウムの開催方法について協議を行った結果を策定委員会へ報告した。また、提供資料から下記内容へ変更した。

・次第

1. 開会挨拶 13:30～
2. 協働のまちづくりに向けた取組みについて 13:45～14:00
3. 中間素案について 14:00～14:20
(休憩 14:20～14:30)
4. グループディスカッション 14:30～15:20
発表 15:20～15:35
コメント 15:35～15:55
5. 閉会あいさつ 15:55～16:00
6. 閉会 16:00

・グループディスカッションの方法

- ①受付時に、グループの割り振りをする(知り合い同士で固まらないように)
- ②司会：本日のグループディスカッションの趣旨を説明
- ③堀江副委員長：中間素案の説明
- ④グループディスカッション 自己紹介+話し合いたいテーマの決定(10分程度)

⑤意見発表（各テーブル1分程度）

ファシリテーター(策定委員)が代表で発表する。

⑥コメンテーターによるコメント

⑦アンケート(参加してよかったところ、具体的な提案、自由記述)

(4) その他

・第7回、第8回策定委員会の日程について

第7回策定委員会：平成30年2月14日(水)13:30～

第8回策定委員会：平成30年3月14日(水)13:30～

《今後の予定》

平成30年1月13日(土)13:30～ まちづくりシンポジウム

平成30年2月14日(水)13:30～ 第7回策定委員会

平成30年3月14日(水)13:30～ 第8回策定委員会

以上

【会議録署名欄】

委員長

堀内秀雄

【会議録署名欄】

委員 遠藤和美

【会議録署名欄】

委員 大山 善久